

令和5年度第1回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」会議結果(概要版)

【日 時】 令和5年7月31日(月) 10時00分～11時30分

【場 所】 WEST19(中央区大通西19丁目)2階 大会議室

【議 事】

1 議 題

- (1) 令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果について
- (2) 令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果について
- (3) 次期推進計画策定に向けたスケジュール等について
資料に基づき事務局から説明した。また、各委員から寄せられた質問・意見(事前質問も含む)に対し、事務局から回答・解説した。
- (4) その他
アニサキス食中毒の予防に向けた注意喚起に関する質問があり、事務局から回答・解説した。

2 質疑応答の内容(○委員、●事務局)

- (1) 令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果について

①	<p>○資料1 p6の表において、立入検査実施数が年2回以上、年1回以上、2年に1回以上の達成率は、それぞれ67.9%、58.0%、53.3%と低く、またp7の夏期・年末一斉監視の立入検査数が夏期に比較し年末はかなり減少している。これらの理由と、5年度に向けた改善方法についてお聞かせ願いたい。</p> <p>●令和4年度は、感染症対策部署への職員派遣や、市中の感染状況を考慮しながらの監視指導を実施した。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことから、コロナ禍以前と同じ規模での監視指導を実施していく予定である。また、一斉監視について、年末期間はコロナ陽性者の冬のピークであったため、夏期に比べ監視件数が減少している。(事務局)</p>
②	<p>○エゾシカ等の野生鳥獣肉について、小規模事業者を含めて取り扱いが増えている中で、狩猟、加工、販売に至るまで厳格な衛生管理が必要と考えられるが、飲食店にどのような注意喚起や立入検査を実施したか、また、北海道では、食肉処理の安全性を保證する認証制度を設けているようであるが、札幌市と連携をしているのか教えてほしい。</p> <p>●厚生労働省が定めた「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づき、十分な加熱調理及び器具容器の適切な消毒等について指導をしているほか、札幌市が独自に作成したリーフレットや、同省が作成したリーフレットの配布も実施している。また、ホームページに野生鳥獣肉を喫食・提供する際の注意事項について掲載し、啓発を行っている。</p> <p>北海道のエゾシカ肉処理施設認証制度については、現在札幌市内に認証を受けている施設がないことから、特段連携をしていない。しかしながら、食中毒対策としては、北海道及び道内の他保健所設置市で広域連携協議会を設置し、連絡体制の整備及び情報の共有等を実施している。(事務局)</p>

③	<p>○全国的に豪雨などの災害が相次いでおり、被災者の自炊や避難所の炊き出し、救援物資の受け入れや保管といった各場面で、食中毒予防を図るための対策はあるのか。</p> <p>●札幌市危機管理局が策定した「避難所運営マニュアル」及び厚生労働省の「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」等に基づき、食料保管時の適切な温度管理及び期限管理並びに十分な手洗い等により食中毒予防を図ってまいりたい。(事務局)</p>
④	<p>○資料 1 p5 及び p17、18 表 1、2 の違反発見数の内容を踏まえた分析結果、p7 のイベントを含めた監視指導の実施件数、p8 の収去検査以外の検査結果、p9 の市民相談対応で施設に原因があった件数及び内容を示してほしい。</p> <p>●違反内容としては、消費期限切れ食品の陳列、加熱不十分な鶏肉の提供、手洗い設備の不備等があり、文書や口頭で指導を実施した。イベント等の監視件数に関しては、1,677 施設に指導、検査及び監視指導を実施した。収去検査以外の検査結果については、資料 1 - 2 監視指導計画実施結果の補足資料のとおりである。市民相談については、調査の結果、施設に原因があると判断できない場合も、必要に応じて助言等を行うことがあるため、原因があった件数のみを個別に集計はしていない。なお、異物混入、無許可営業、表示欠落等に関して、指導助言等を実施した。(事務局)</p>
⑤	<p>○資料 1 p8 の流通食品の検査のうち、海外からの輸入食品に関して、国内では使用が禁止されている農薬やホルモン剤などに関し、どのぐらい検査をしているのか教えてほしい。</p> <p>●資料 1 p20 の表 4 において、輸入食品の収去検査結果を記載しているが、農産物の残留農薬については、32 検体程実施している。一方で、動物用医薬品、いわゆるホルモン剤等については、日本では検出されてはならないという基準になっているが、札幌市では輸入食品の動物用医薬品の検査は実施していないのが現状である。この背景として、輸入食品が急増していた平成 2 年頃までは、社会的関心も高かったことから、札幌市も多くの検体を検査していたが、現在は、厚生労働省で実施する検疫所等の水際検査により一定程度の検査を実施していること、また、輸入食品には輸出国からの衛生証明書が添付されており、それにより安全性を担保していることから、札幌市では、市内製造食品や大量流通している国内食品を中心に収去するという考え方にシフトしている。(事務局)</p>
⑥	<p>○p11 札幌市食品衛生管理認証制度（さっぽろ HACCP）について、HACCP の考え方にに基づき衛生管理が義務化された現在、審査手数料を徴収してこの制度を継続させる意義について、また、登録数の伸びについてお示し願いたい。</p> <p>●さっぽろ HACCP については、従前、施設の HACCP 導入を後押しするための「評価制度」と、HACCP に基づく衛生管理を一定水準以上で行っている施設等を審査により認める「認証制度」により構成していた。先の食品衛生法の改正により、HACCP に沿った衛生管理が営業者の義務となったことから、さっぽろ HACCP も見直しを行い、「評価制度」は廃止したところである。</p> <p>一方、法では施設の衛生管理の水準を第三者機関が認証する仕組みはないため、「認証制度」は引き続き継続することとし、市内で提供される食品の安全性の向上を図っている。また、本制度は、認証を受けたいと希望する事業者自らの判断で申請するものであり、受益者負担の考えから、審査手数料を負担いただいている。なお、現在の登録数は 360 施設であり、令和 3 年度に 3 施設、4 年度に 1 施設、5 年度は 6 月に 1 施設が新規に認証を受けているほか、新たな事業者から認証の相談が寄せられている。(事務局)</p>

⑦	<p>○資料1 p11のⅡ-2 事業者の自主的取組の支援について、各制度・事業の令和4年度の実績件数は何件であったか教えてほしい。</p> <p>●各制度・事業についての令和4年度の実績については、資料1-2 監視指導計画実施結果の補足資料のとおりである。(事務局)</p>
⑧	<p>○資料1 p10以降の「V事業者の自主的取組の推進」の記述に関して、この項目では、保健所が事業者に対して働きかけ支援を行った事案を主体として記載されているが、自治基本条例の基本理念に基づいて、まちづくりに参加する事業者自らが行っている先験的な取組や工夫改善の事例を加えると報告書の奥行き内容が充実すると考える。</p> <p>●まちづくりの主体である市民と事業者の相互理解の促進を図るためには、事業者が行っている取組を調査し、積極的に市民にPRしていくことが重要である。次年度の監視指導計画・推進計画の実施結果策定の際には、いただいたご意見を参考にさせていただきたい。(事務局)</p>
⑨	<p>○今回の意見、質問等に関連して、資料の文言が書き換わる部分はあるか。</p> <p>●既に市民公表したものになるため差し替わりはないが、次年度以降の報告書作成の際に、どのような数字の書き方が適正か考慮いたしたい。一方で、現在はDX、デジタル化が推進されており、紙媒体として載せる情報とホームページなどで載せる情報をうまく使い分け、詳細な部分はホームページにするなど、工夫をさせていただきたい。(事務局)</p>

(2) 令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果について

①	<p>○残期間が2年を切った現在、数値から考えると目標値の達成が厳しい項目もあるが、現時点の評価と残りの期間における展望・見通しについて教えてほしい。</p> <p>●Ⅰ① 大規模食中毒の発生件数：引き続き0件を維持すべく、大規模施設及びイベント施設等について、監視指導を実施していく。</p> <p>② 実務講習会の受講率：コロナによる影響で受講率が伸びていないが、令和5年度からeラーニング形式のオンライン講習会を始めており、今後、営業許可の更新予定施設等に対し周知し、受講を促していく。</p> <p>③ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合：一定の向上は見られたものの、目標値には届いていないことから、引き続き、市民に対し食中毒予防や各事業の周知啓発を図ってまいりたい。</p> <p>④ 食育ボランティア数：第3次食育推進計画から引用した指標であるが、コロナの影響で活動自体が縮小しており、数値が伸びていない。各事業の再開、広報の強化により、食に関する市民の関心度を高めてまいりたい。</p> <p>Ⅱ① イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数：既に目標値を達成している。コロナ禍においては、動画広告やSNS等の媒体を活用することで、PRを行っている。</p> <p>② 「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合：コロナ禍で観光客の来客がほとんどなかったことから、調査は実施していない。計画最終年度において、アンケート調査を実施予定である。</p> <p>③ 観光客向け施設、大型イベントの監視件数：イベントが中止となった影響で数値が伸びていないが、今年度は市内でも高校総体等の大型イベントの開催が予定されており、積極的に立入を行っている。</p> <p>④ おもてなしの店登録件数：目標値に届いていないが、現在チェーン店等に対しPRを行っているところである。また、既登録施設についても様々な広報媒体を活用し市民にPRする等、登録メリットを創出していく。(事務局)</p>
---	--

②	<p>○食育に関する取り組みについて、保健福祉局の考える食育には、地産地消、環境保全型農業で作られた農産物を食べることに、また、指定添加物を摂取しすぎない方がよいといった考え方は含まれているのか教えてほしい。</p> <p>●保健所健康企画課で策定している食育推進計画において、「地産地消」の推進は主な取組とされている。なお、同計画上では、「環境保全型農業で作られた農産物を食べることに」、「指定添加物を取りすぎない方がよいといった考え方」は、含まれていない。(事務局)</p> <p>○環境保全型農業や食育といった、札幌の食の安全の未来に関わる事柄は、担当部局が違っても、ぜひこの会議のなかで細かい実施内容や計画などに意見が言える制度であってほしい。</p> <p>●安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画は、食の安全・安心の確保を、更に関係機関と連携を図りながら、食育、地産地消、観光客招致等の「まちづくり」にも繋げることを目的とした計画である。このため、各事業を所管する部局とは、定期的に会議等の場で意見交換を行っており、御意見について情報共有を行うことは可能である。しかしながら、本会議は条例に基づき、食の安全・安心の確保をベースとした計画や取組について、御意見・御審議いただく、という位置づけで会議を運営しているため、例えば環境保全型農業について、この場でご意見をいただくことは、会議の設置目的上難しいこととはご理解をいただきたい。(事務局)</p>
③	<p>○現在、様々な気候変動や戦争等のリスクなどがある中、食の安全を未来にわたって確保していくために、SDGs、持続可能な農業・畜産・酪農・漁業等の重要性が今まで以上に高まっていると考える。先ほど、アレルゲンピクトグラムの紹介があったが、持続可能な漁業や有機農業などに関する様々なピクトグラムが市場でも出てきているので、ぜひ、札幌市の安全な食に関してもそれらを取り入れていただきたい。</p> <p>●いただいたご意見については、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。(事務局)</p>
④	<p>○監視指導計画も含めた実施結果の報告について、実施件数等の事実の羅列であるが、次年度に向けてぜひもう少し踏み込み、例えば、事業者により緊張感を持って食品管理に当たってもらうための文言を分析結果として記載する、市民に食品表示のラベルに関心を持って見てもらうような文言を付記する等、報告対象と主訴を念頭に取りまとめでいただくと有益な報告書になると思われるため、検討いただきたい。</p> <p>●監視指導計画では、まず計画策定を先に行い、その結果を翌年度にご報告している。今回いただいたご指摘内容について、まず、計画策定の段階でこれらの要素をしっかりと組み込んでいくことが重要であると認識している。計画策定の際には、前年度の実施結果を踏まえて、どのような事業を実施し市民にアピールしていくか、という視点を持って計画内容を立案し、推進会議でも諮らせていただくとともに、計画案の段階で、パブリックコメントにより市民の皆様にお知らせしご意見を頂戴することで、市民意見も反映してまいりたい。</p> <p>併せて、実施結果については、これまではその計画に対して、どのように活動したかという指標や数字の羅列、あるいは、アウトプット数字が基本であったため、記載内容については、今後の課題として事務局に預らせていただき、検討させていただきたい。(事務局)</p>

(3) 次期推進計画策定に向けたスケジュール等について

①	<p>○計画には、誰もが食の安全の確保の主役となる街、食の安心と魅力あふれる街ということで、関連部局の事業として環境保全型農業の推進、地域防災計画、学校給食リサイクル、食品ロス削減など、多岐にわたる項目が載っているが、実施結果の資料では、HACCPに則った衛生管理、食中毒検査等の記載がとても多く、衛生管理の部分に重点が置かれているよう感じる。第3次計画を策定される際には、衛生事項のみではなく、関連部局の事業についても重点を置いたような計画にするとともに、実施結果の確認を行っていただきたい。</p> <p>●現行の第2次計画においても、骨子の中では、環境保全型農業や地産地消など、食品衛生部門以外の他部局の横断的な事業も載せているが、本日お示しした実施結果では、それを表中の総括で書き留めており、本文が保健所に狭まった記載ぶりになっている。実際には、他部局における事業も多く実施しているため、今後はいただいたご意見を参考にしながら、記載内容を検討してまいりたい。(事務局)</p>
②	<p>○広報、情報提供に関して、先ほど多媒体で情報発信をされていて、今後の展望として、有益だと考えるツールにシフトしていくという説明があったが、その広告が有益かどうかという評価について何か基準があるか。</p> <p>●普及啓発については、それに対してどの程度、市民の行動変容があったかという効果測定が難しい分野であると考えている。広報媒体としては、これまで新聞などの紙媒体が主体であったものが、その後、インターネットのホームページ等になり、さらに現代はツイッターやインスタグラム等の様々なものが出てきているため、その広報媒体ごとに、どのようなデータを捕捉すると効果として見えてくるのか、これから研究を重ねていく必要がある。例えば、ホームページであれば「閲覧数」、ツイッターであれば「いいね」や「フォロワー数」という数値が出てくるため、それで効果を測れる可能性もある。</p> <p>一方で、それが市民の行動変容に繋がるかどうかは、財政部局等と議論をしても難しいテーマとなっており、今後、例えばアンケート調査等で行動変容を把握していくなど、工夫について検討してまいりたい。(事務局)</p>

(4) その他

- | | |
|---|---|
| ① | <p>○食中毒について、令和4年度は合計で19件あるが、そのうちアニサキスが18件となっている。また、令和5年度は7月末時点で、ホームページ上で8件出ており、そのうち4件がアニサキスとなっている。他自治体のホームページなど、アニサキスの注意喚起をどのように行っているか確認したところ、厚生労働省や農林水産省などではチラシを作成している。例えば、札幌市として、A4カラー版の見やすいチラシを作成し全戸配付することや、それが難しければ、町内会の回覧板等に一斉に入れていただきたい。テレビのニュース等は見ている人は注意するが、知らない人は通り過ぎていく。回覧板は目に留まる頻度は高いので、ぜひ検討いただきたい。</p> <p>●アニサキスの市民向け注意喚起の方法として、以前からキッチンメールというコンパクトなパンフレットを作成しており、現場の指導・啓発やイベント等において配布している。しかしながら、まだ認知不足ではあるため、ご提案いただいた啓発方法を取り入れることも検討いたしたい。コロナ禍には、細菌等による食中毒の発生件数が少なかった影響もあり、アニサキスがクローズアップされているが、依然としてアニサキスを原因とする食中毒発生件数は多いため、食中毒予防の取組は引き続き行い、普及啓発に努めてまいりたい。(事務局)</p> |
|---|---|